

# 第 7 期嬉野市農業委員会 第 3 回定例総会議事録

令和 6 年 10 月 1 日

嬉野市農業委員会

第 7 期嬉野市農業委員会 第 3 回定例総会議決一覧

| 議案番号    | 整理番号  | 件名                         | 議決日     | 議決結果 |
|---------|-------|----------------------------|---------|------|
| 報告第 1 号 |       | 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出 |         |      |
|         | 1     | 岩屋川内大久保 茶空間施設              | R6.10.1 | 報 告  |
|         |       |                            |         |      |
| 議案第 1 号 |       | 農用地利用集積計画の解約について           |         |      |
|         | 1     | 久間後山 外 5 筆                 | R6.10.1 | 承 認  |
|         | 2     | 馬場下三本松 外 1 筆               | R6.10.1 | 承 認  |
|         | 3     | 馬場下関東一 外 1 筆               | R6.10.1 | 承 認  |
|         | 4     | 馬場下三本松                     | R6.10.1 | 承 認  |
|         | 5     | 久間八幡竈                      | R6.10.1 | 承 認  |
|         |       |                            |         |      |
| 議案第 2 号 |       | 農用地利用集積計画の決定について           |         |      |
|         |       | 所有権移転                      |         |      |
|         | 1     | 真崎大牟田西                     | R6.10.1 | 承 認  |
|         |       | 利用権設定（中間管理機構）              |         |      |
|         | 塩 1～7 | 久間古子 外 7 筆 賃借権・使用貸借権       | R6.10.1 | 承 認  |
|         | 嬉 1～4 | 下野五本松 外 5 筆 賃借権            | R6.10.1 | 承 認  |
|         |       |                            |         |      |
| 議案第 3 号 |       | 農地法第 3 条の規定による申請の許可について    |         |      |
|         | 1     | 吉田太田 贈与                    | R6.10.1 | 許 可  |
|         | 2     | 久間八幡竈 贈与                   | R6.10.1 | 許 可  |
|         | 3     | 久間白久保 売買                   | R6.10.1 | 許 可  |
|         | 4     | 大草野売戸 外 3 筆 売買             | R6.10.1 | 許 可  |
|         |       |                            |         |      |
| 議案第 4 号 |       | 農地法第 5 条の規定による申請の承認について    |         |      |

|         |   |              |         |         |     |
|---------|---|--------------|---------|---------|-----|
|         | 1 | 下宿鷹ノ巣 外 1 筆  | 園庭及び駐車場 | R6.10.1 | 承 認 |
|         | 2 | 吉田五斗別当 外 3 筆 | 有料老人ホーム | R6.10.1 | 承 認 |
|         | 3 | 谷所平山 外 1 筆   | 一般住宅    | R6.10.1 | 承 認 |
|         |   |              |         |         |     |
| 議案第 5 号 |   | 非農地証明願について   |         |         |     |
|         | 1 | 久間東山 外 1 筆   | 山林・原野   | R6.10.1 | 決 定 |
|         | 2 | 馬場下畦川内 外 4 筆 | 山林・原野   | R6.10.1 | 決 定 |
|         | 3 | 大草野売戸 外 3 筆  | 宅地      | R6.10.1 | 決 定 |
|         | 4 | 下宿二本杉        | 資材置場    | R6.10.1 | 決 定 |
|         |   |              |         |         |     |

第7期嬉野市農業委員会 3回定例総会議事録

- 1 招 集 年 月 日 令和 6 年 10 月 1 日
- 2 招 集 場 所 嬉野市 中央公民館 2階 視聴覚室
- 3 開 会 日 時 開会 10月1日 午後1時30分 議長 石橋 勇市  
及 び 宣 告 閉会 10月1日 午後2時34分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の 公開  
可 否 ・ 理 由 農業委員会等に関する法律第32条

5 出席及び欠席委員並びに職員  
(農業委員)

| 議席 | 氏 名    | 出欠 | 備 考     | 議席 | 氏名    | 出欠 | 備 考             |
|----|--------|----|---------|----|-------|----|-----------------|
| 会長 | 石橋 勇市  | ○  | 議 長     | 7  | 田中 嘉靖 | ○  | 事前審査班長<br>議事録署名 |
| 1  | 嬉野 奉文  | ○  |         | 8  | 永尾 智子 | ×  |                 |
| 2  | 吉田 正幸  | ○  |         | 9  | 中村 法嗣 | ○  | 議事録署名           |
| 3  | 織田 伊津子 | ○  | 憲 章 朗 読 | 10 | 峰松 善継 | ○  |                 |
| 4  | 前田 安一  | ○  |         | 11 | 辻 知子  | ○  |                 |
| 5  | 志田 義信  | ○  |         | 12 | 峰 正巳  | ○  |                 |
| 6  | 梶原 文雄  | ○  |         |    |       |    |                 |

(事 務 局)

| 氏 名 | 出欠 | 備 考 | 氏 名 | 出欠 | 備 考 |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 大 曲 | ○  | 局 長 | 永 田 | ○  | 主 査 |
| 西 田 | ○  | 主 任 | 中 山 | ×  |     |

農業委員会以外の出席者：農業政策課 主任 東

## 8 報 告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について . . . . . 1件

## 9 議 案

議案第1号 農用地利用集積計画の解約について . . . . . 5件

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について . . . . . 別添

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について . . . . . 4件

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について . . . . . 3件

議案第5号 非農地証明願について . . . . . 4件

## 10 その他





議長

それでは、(議案書 別添の表) 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。  
(1)所有権の移転について 整理番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

別添の表 1 ページをご覧ください。  
所有権移転の分 整理番号 1 番 について です。  
売り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社  
理事長 ○○ ○○ 様、  
買い手人は 塩田町大字真崎 ○○ ○○ 様です。  
所在地は、大字 真崎 大牟田西 ○○番、  
地目は田で、面積は 4,113 m<sup>2</sup>です。  
所有権移転の種類は あっせんで、栽培作物は「水稻・麦」です。  
対価は 反当り 500,000 円、全体で 2,056,000 円、となっています。以上です。

議長

それでは、所有権移転の分 整理番号 1 について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

農業政策課

(回答等) な し

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。所有権移転の分 整理番号 1 番について、  
原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定 所有権移転について 整理番号 1 番  
については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

次に別添の表 2 ページ、利用権設定について塩田町の分です。

皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号 1 番から 7 番までについて、一括審議したい  
と思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号 1 番から  
7 番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 2 ページをご覧ください。  
利用権設定塩田町の分 整理番号 1 番から 7 番までについて です。  
貸し手人は 鹿島市 の ○○ ○○ 様、外 5 名様  
借り手人は 中 通 の ○○ ○○ 様、外 6 名様です。

所在地は、大字 久間 古子 乙〇〇番 外 7 筆、  
地目はすべて田(8 筆)で、面積は合計で 7,881 m<sup>2</sup>です。

利用権は、<sup>ちんしゃくけん</sup>賃借権・<sup>たいしゃくけん</sup>使用貸借権で、期間は 3 年から 10 年で、新規及び再設定  
です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各  
要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号 1 番から 7 番について、質疑を行ないます。  
質問、意見はありませんか。

委 員

(質問等) な し

農業政策課

(回答等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号 1 番から 7 番に  
ついて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定利用権設定について塩田町の分 整  
理番号 1 番から 7 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

次に別添の表 3 ページ、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんに、お諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号 1 番から 4 番までについて、一括審議したい  
と思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について 嬉野町の分 整理番号 1 番から  
4 番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 3 ページをご覧ください。

利用権設定嬉野町の分 整理番号 1 番から 4 番までについて です。

貸し手人は 今 寺 の 〇〇 〇〇 様、外 2 名様

借り手人は 下 野 の 〇〇 〇〇 様、外 2 名様です。

所在地は、大字 下野 五本松 甲〇〇番 外 5 筆、

地目はすべて田(6 筆)で、面積は合計で 7,811 m<sup>2</sup>です。

利用権は、<sup>ちんしゃくけん</sup>賃借権で、期間は 3 年から 5 年で新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各

議長

委員

農業政策課

|   |   |
|---|---|
| 議 | 長 |
|---|---|

委員

議長

[全員挙手]

議長

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について嬉野町の分  
整理番号 1 番から 4 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

[illegible]

議長

事務局

譲渡人は 皿 屋 の ○○ ○○ 様

譲受人は 真上吉田 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 吉田 太田 丙〇〇番

地目は田で、面積は 1,400 m<sup>2</sup>です。

譲渡理由は農業廃止ため、譲受理由は経営規模の拡大です。

図面は7ページから8ページをご覧ください。以上です。

議長

委員

事務局

議長

委員

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全昌举手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番

については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長  
事 務 局

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 2 番、贈与 による所有権の移転です。

譲渡人は 中 通 の ○○ ○○ 様

譲受人は 中 通 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 久間 八幡竈 丙○○番

地目は田で、面積は 2,579 m<sup>2</sup>です。

譲渡理由及び譲受理由は、親から子へ贈与です。

図面は 9 ページから 10 ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号 2 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

(質問等) な し

事 務 局

(回答等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 2 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 3 番、売買（以前より耕作していた農地を譲り受けるもの）による所有権の移転です。

譲渡人は 東京都足立区 の ○○ ○○ 様

譲受人は 南志田 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 久間 <sup>しらくぼ</sup> 白久保 甲○○番

地目は田、面積は 1,470 m<sup>2</sup>です。

譲渡理由は農業廃止ため、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり 34,014 円、全体で 50,000 円です。

図面は 11 ページから 12 ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号 3 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) 嬉野委員～ 以前とは何年前の事ですか。時効取得ですか。

事務局 (回答等) 何年前かは分かりません。時効取得ではなく、双方の話し合いです。

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 3 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 3 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 4 番、売買【関連案件 議案第 5 号 非農地証明願(整理番号 3 番)】による所有権の移転です。

譲渡人は 有田町 の ○○ ○○ 様

譲受人は 万 才 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 大草野 売戸 丙○○番 外 3 筆

地目は田畑で、面積は田が 335 m<sup>2</sup>、畑が 186 m<sup>2</sup>、

田畑の合計で 521 m<sup>2</sup>です。

譲渡理由は農業廃止ため、譲受理由は宅地と一体で購入です。

売買価格は、家・土地・建物・田畑・全部で 10,000,000 円です。

図面は 13 ページから 14 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 4 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) 田中委員～ 農地を持たなくても買うことはできるのですか。

事務局 (回答等) 令和 5 年 4 月より 5 反要件が無くなっていますが、耕作要件はございます。

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 4 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 4 番

[illegible]

事務局

以上です。

(説明等) この申請についてはやむを得ないと判断しました。

(事前審査の結果報告等) 地域担当委員からも説明があったとおりにやむを得ないと判断しました。

(質問等) 武藤推進委員～ 承諾書を生産組合長が押印されない場合の責任はどうなるのでしょうか。

(説明等) 制度上、承諾印は不要となっていますが、地域との合意形成上 w をお願いしているのが実情です。

「無し。」と呼ぶ者あり。

〔全員挙手〕

議案第４号 農地法第５条の規定による申請の承認について 整理番号１番  
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長  
事 務 局

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号 2 番です。  
譲渡人は 西吉田 の ○○ ○○ 様、  
譲受人は 井手川内 の 株式会社 ○○○○  
代表取締役 ○○ ○○ 様、  
所在地は、大字 吉田 五斗別当 丁○○番 外 3 筆、  
地目はすべて田で、面積は合計で 2,022 m<sup>2</sup>です。  
農地区分は第 2 種農地、用途目的は有料老人ホームです。  
事由は、吉田地区で有料老人ホームの建築を計画し、小高い場所で比較的静かで住環境もよく、入居者が生活するにも好条件の場所である申請地に、施設建設のため転用したい ということです。  
東は道路、西は雑種地、南は里道、北は里道・田です。  
売買価格は、反当たり 1,175,569 円、全体で 2,377,000 円です。  
図面は 18 ページから 19 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。  
以上です。

議 長  
地域担当

峰委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。  
(説明等) 近隣農地に影響を及ぼすこともないと思いますのでご審議の方よろしくをお願いします。

議 長  
班 長

田中班長、審査結果の報告をお願いします。  
(事前審査の結果報告等) この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。  
(質問等) 中村委員～ 水の流れはどうなっているのですか。農排水路の承諾は取れていますか。

事 務 局

(説明等) この件については同意書もとれており、雨水等の排水計画も問題はないと思います。

議 長  
委 員

他にありませんか。  
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。  
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号 3 番です。

譲渡人は 平 山 の 〇〇 〇〇 様、  
譲受人は 五町田第3 の 〇〇 〇〇 様、  
所在地は、大字 谷所 平山 甲〇〇番 外1筆、  
地目はすべて畑で、面積は合計で 397 m<sup>2</sup>です。  
農地区分は第2種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、申請地は県道沿いであるが比較的静かな場所で住環境もよい。保育園などの施設も近くにあり生活するうえで好条件の場所である当該地に、同時利用地の宅地（甲〇〇）を含み、一般住宅用地として転用したい ということです。

東は宅地・畑、西は道路、南北は宅地です。

売買価格は、反当たり 12,594,458 円、全体で 5,000,000 円です。

図面は 20 ページから 21 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

吉田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。  
(説明等) この申請についてはやむを得ないと判断しました。

田中班長、審査結果の報告をお願いします。

（事前審査の結果報告等）排水計画も考慮してあり問題はないと思います。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。  
（質問等）田中委員～ 消火栓に支障はないのでしょうか。

(説明等) 問題はないと思います。

他にありませんか。

「無し。」と呼ぶ者あり。

無いようですので、採決に入ります。整理番号 3 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

異議無しと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 3 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、議案第 5 号 非農地証明願について を議題とします。

整理番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

議案書 22 ページ、整理番号 1 番です。

申請人は 南下久間 の ○○ ○○ 様

所在地は、大字 久間 東山 甲○○番 外 1 筆

地目はすべて畑で、面積は合計で 1,422 m<sup>2</sup>です。

状況は、山林・原野 です。

事由は、申請地は、昨年の農地パトロールで再生困難な農地と判断された土地でありまた、平成 18 年頃から病気のため耕作が困難になり、山林・原野化の状況である。登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたい ということです。

東西北は雑種地、南は道路 です。

図面は 23 ページから 24 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

志田 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

(説明等) 現場を確認しましたが、問題はないと思います。

議 長  
地域担当

田中 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) 現地確認の結果、問題はないと思います。

議 長  
地域担当・班長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

議 長  
委 員

(回答等) な し

地域担当・班長

(説明等) な し

事 務 局

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長  
委 員

無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 非農地証明願について 整理番号 1 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長

.....

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 2 番です。

申請人は 畦川内 の ○○ ○○ 様

所在地は、大字 馬場下畦川内 1 丙○○番 外 4 筆

地目は田畑で、面積は田が 793 m<sup>2</sup>、畑が 1,068 m<sup>2</sup>、

田畑の合計で 1,861 m<sup>2</sup>です。

状況は、山林・原野 です。

議 長  
事 務 局

事由は、申請地は昨年の農地パトロールで再生困難な農地と判断された土地であり、30年以上前から山林・原野化している状況である。登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたい ということです。

東は山林・畑・宅地、西は山林・畑、南は山林・道路・里道、北は山林・畑・墓地です。

図面は 25 ページから 27 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長  
地域担当

前田 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

(説明等) 現場を確認しましたが、特に問題はないと思います。

議 長  
地域担当・班長

田中 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) 相当年数が経過しているため問題はないと思います。

議 長  
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事 務 局

(説明等) な し

議 長  
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 非農地証明願について 整理番号 2 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長  
事 務 局

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 3 番です。

申請人は 有田町 の ○○ ○○ 様

所在地は、大字 大草野 売戸 丙○○番 外 3 筆

地目は田畑で、面積は田が 73.79 m<sup>2</sup>、畑が 72 m<sup>2</sup>、

田畑の合計で 145.79 m<sup>2</sup>です。

状況は、宅地 です。

事由は、申請地は、昭和 27 年頃の住居建設時より宅地として利用していました。当時より現況は変わらず、登記地目を変更し、所有権移転のため、非農地証明をお願いしたい ということで始末書も添付されています。

東北は宅地・田、西は道路・宅地・田、南は水路・田 です。

図面は 28 ページから 29 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

地域担当・班長

田中委員、地域担当委員及び班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) 始末書も添付されており問題ないと思います。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事 務 局

(説明等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番 3 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 非農地証明願について 整理番号 3 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

.....

議 長

事 務 局

次に、整理番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 4 番です。

申請人は 下 宿 の ○○ ○○ 様

所在地は、大字 下宿 二本杉 甲○○番

地目は畑で、面積は 158 m<sup>2</sup>です。

状況は、資材置場(現況-雑種地)です。

事由は、申請地は、昭和 45 年頃より資材置場として利用していました。当時より現況は変わらず、登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたい ということ始末書も添付されています。

東は畑・宅地、西は宅地、南は道路、北は畑です。

図面は 30 ページから 31 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

地域担当

嬉野 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

(説明等) この申請についてはやむを得ないと判断しました。

議 長

地域担当・班長

田中 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) 現場を確認しましたが、特に問題はないと思います。

担当は 4 班 (1G r) です。

.

嬉野市農業委員会総会会議規則第24条第3項の規定により、ここに署名する。

令和6年10月1日

嬉野市農業委員会第3回定例総会議長

---

署名委員（田中委員）

---

署名委員（中村委員）

---